

学校いじめ防止基本方針

喜多方市立第一小学校

平成30年4月 1日

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放棄することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもと行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態（例）>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかったり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつけられたり、通るときに足を蹴られたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。

- ・画鋏等でいたづらをされる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・机を離される。
 - ・ワートとはやしたてられる。
 - ・〇〇菌等といわれる。
 - ・使い走りをさせられたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたづらや脅迫のメールが送られる。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

「学校基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー
- ③ 組織の役割
 - ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・未然防止等、教職員の資質向上のための校内研修
 - ・いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

- ① 授業では
 - すべての児童が参加・活躍できる「わかる授業づくり」のための指導法を工夫する。
 - 授業では、すべての児童が認められ、自己有用感をもつことができるようにする。
 - 授業を担当するすべての教員が授業を公開し、生徒指導の観点から検討を行う。
 - 児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするような教師の言動や態度は絶対に行わない。
- ② 道徳や特別活動等では
 - 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
 - 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
 - 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
 - 特別活動など、他の児童との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
 - 児童会で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。
- ③ 休み時間等では
 - 子どものつぶやき等を大切に、「小さなサイン」を見逃さないようにする。

- 特に、新年度当初は子どもと一緒に活動し、よりよい人間関係が築けるように指導する。
- 児童に寄り添い、児童との温かな人間関係の形成に努める。
- ④ インターネット上のいじめを防止するために
 - 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
 - 保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

(4) いじめの早期発見のための取組

日常の観察、アンケート、聞き取り、見取りなどの機会から児童のささやかな変化に気づき、気づいた情報を共有して速やかに対処する。

① 担任・担任外による日常生活の観察

<観察の視点(例)>

- a 机を離す。
- b 授業中ワーとはやしたてる。
- c 仲間はずれにする。
- d ○○菌等のことばを言う
- e 物がかくされたりこわされたりする。

② アンケートの実施 ※アンケート内容は別紙

- a 毎月一回、学校生活アンケートを行う。
- b アンケート結果は学年毎に集約し、問題のある事案は生徒指導主事に報告をする。(事案に応じて生徒指導委員会で検討する。)
- c 問題を発見したら、管理職の指導のもと、該当する子どもに指導をする。
- d 学期一回、保護者にもアンケートを行う。

「QUテスト」の実施

高学年は、学期に一回QUテストを実施し、学級の傾向をとらえる。

- スクールカウンセラーを積極的に活用する。

(5) いじめやいじめが疑われる行為を発見したときの取組

いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、「いじめ防止対策委員会」がいじめとして対処すべき事案か否かを判断し、いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解決までこの委員会が責任をもって対応にあたる。

- ① 担任は、直ちに生徒指導主事に報告する。
- ② 必要なときは、報告から24時間以内に「いじめ防止対策委員会」を開き、方針を決め活動を開始する。
 - スクールカウンセラーを積極的に活用する。
 - 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。

(6) いじめ指導後の追指導

- ① いじめは1回2回の指導ではなくなる可能性があることを意識して指導にあたる。
- ② 定期的に、その後の様子を子どもに聞く。
- ③ 保護者から訴えがあった場合は、定期的に保護者と連絡をとり、その後の様子などを聞く。

(7) 重大事態発生の対応

<重大事態とは>

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
- 児童や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

② 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応にあたる。

- ・学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
- ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

(8) 活動計画 ※教育計画「生徒指導運営計画」を参照。

- 7・9・12・2月を除く毎月に、生徒指導委員会（生徒指導部、各学年代表、校長、教頭、教務、養護教諭）を実施。子どもの生活の様子について気になる点を話し合い、対策を練る。
- 毎学期（7・12・2月）に、生徒指導協議会（全職員）を実施。事前に「気になる子調査」の作成を依頼し、全職員で共通理解を図る。
- 児童がお互いのよさを認め合う活動を設定する。（「きらきらタイム」）
- 毎月末に、問題行動チェックシートを各担任に配付・記入後回収。小さなトラブルもいじめとして認知する。
- 生徒指導委員会および生徒指導全体協議会において、児童の様子や気になる子の様子について職員で共通理解を図る。
- 6月と11月の教育相談（担任・児童）、11月の個別懇談（担任・保護者）で児童の様子を把握する。
- 必要に応じ、保護者へもアンケートをとり、児童の様子を把握する。
- 必要に応じ、「いじめ防止対策委員会」を開き、いじめの防止および解決に当たる。

(9) いじめ対応マニュアル

「いじめ対応マニュアル」を作成し、職員だけでなく保護者にも配付し、共通理解をもって対応できるようにする。